



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課） 1
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） 1
- てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場の利用料金の承認（都市計画・モノレール課） 2

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁教育支援課） 3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁教育支援課） 4

告 示

沖縄県告示第70号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、糸満市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年3月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 糸満市地内（真壁西地区）
- 2 公共測量を実施した期間 令和3年7月26日から令和4年2月24日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第71号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和4年3月11日

沖縄県文化観光スポーツ部長 宮 城 嗣 吉

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 令和4年4月5日から同年5月8日まで
- 4 観覧料の額
令和4年度博物館企画展「悠久のシルクロード展」

| 区分 | | 観覧料の額（1人につき） | |
|-------|----------|--------------|--------|
| | | 個人の場合 | 団体の場合 |
| 博物館施設 | 一般 | 1,300円 | 1,200円 |
| | 大学生及び高校生 | 900円 | 800円 |
| | 中学生及び小学生 | 500円 | 400円 |

備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。

- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第72号

沖縄県自動車駐車場管理条例（平成10年沖縄県条例第16号）第9条第4項の規定により、次のとおりでだこ浦西駅パークアンドライド駐車場の利用料金を承認した。

令和4年3月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場
- 2 指定管理者 那覇市おもろまち1丁目1番12号 株式会社沖縄ダイケン
- 3 利用料金の適用年月日 令和4年4月1日
- 4 利用料金の額

| 区分 | | 利用料金の額 |
|-------------------------|--------------|---|
| 普通駐車 (四輪車に限る。) | 時間内駐車 | (1) 1時間以内の利用の場合 100円 (2) 1時間を超え4時間以内の利用の場合 1時間ごとにつき100円 (3) 一の入出場時間における駐車が4時間を超える利用の場合 400円 |
| | 時間外駐車 | 1回につき 260円 |
| 定期駐車券による駐車 (四輪車に限る。) | 全日定期駐車券 | 1月につき 5,000円 |
| | | 3月につき 14,250円 |
| | | 6月につき 27,000円 |
| | 平日及び土曜日定期駐車券 | 1月につき 4,200円 |
| | | 3月につき 11,970円 |
| | | 6月につき 22,680円 |
| | 平日定期駐車券 | 1月につき 3,500円 |
| | | 3月につき 9,980円 |
| | | 6月につき 18,900円 |

備考

- 1 「時間内駐車」とは、入出場時間における駐車をいい、「時間外駐車」とは、入出場時間以外の時間における駐車をいう。ただし、時間外駐車をした場合においては、当該時間外駐車の前及び1時間後に係る駐車については、時間外駐車に含めるものとする。
- 2 「四輪車」とは、普通自動車をいう。
- 3 定期駐車券による駐車は、時間内駐車に限るものとする。
- 4 「全日定期駐車券」とは、公共交通機関に乗り換える利用者が1月4日から12月30日までの期間に使用することができる定期駐車券をいう。
- 5 「平日及び土曜日定期駐車券」とは、公共交通機関に乗り換える利用者が1月4日から12月30日までの期間のうち、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日に使用することができる定期駐車券をいう。
- 6 「平日定期駐車券」とは、公共交通機関に乗り換える利用者が1月4日から12月30日までの期間のうち、土曜日、日曜日及び休日を除く日に使用することができる定期駐車券をいう。

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和4年3月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 指導者用コンピュータ
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和4年3月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711
 - (3) 申請書等の受付期間 令和4年3月11日（金曜日）から同月29日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和5年3月31日（金曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する指導者用コンピュータに係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和4年3月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 指導者用コンピュータ（以下「機器等」という。） 一式

(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入の期限 令和4年12月23日（金曜日）

(4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

(1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 以下のいずれかに該当する者

(イ) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加者名簿に登録された者であること。

(ロ) 令和4年3月11日付け沖縄県公報定期第5014号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による指導者用コンピュータに係る入札参加資格を有すると認められた者

イ 機器等の設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を令和4年4月5日（火曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことのできることを並びに当該機器等に障害が発生した場合において、沖縄本島内にあつては1日以内に、沖縄本島以外にあつては2日以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した者

ウ 納入しようとする機器等の機能等証明書を令和4年4月5日（火曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者

(2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県教育委員会のホームページからダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 時期 令和4年3月11日（金曜日）から同月29日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-271

1

4 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 令和4年3月11日（金曜日）から同月29日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和4年4月26日（火曜日）午前10時

(2) 場所 沖縄県庁13階第1会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。

ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 この入札に係る契約の締結は、沖縄県議会の議決を要する。
- 8 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 9 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和4年3月11日（金曜日）から同月29日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所及び沖縄県教育委員会ホームページ
- 10 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県教育庁教育支援課
 - (2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 13 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和4年4月25日（月曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育支援課に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Computers for teachers:1 set
 - (2) DELIVERY DUE DATE
December 23, 2022
 - (3) BID OPENING
Date and Time:April 26, 2022 (Tuesday) 10:00 a.m.
Place:Okinawa Prefectural Government Building 13th floor, The First Meeting Room
 - (4) POINT OF CONTACT

Education Support Division, Okinawa Prefectural Board of Education,
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan
Telephone 098-866-2711

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1